

## 各専門部会への当事者参画について

文京区障害者地域自立支援協議会からの下命を受けて、各専門部会において「障害当事者の部会への参画について」検討を行った。

### <相談支援専門部会> H24/7/26

- ◎相談支援専門部会に、専門部会の委員としての当事者の参画を見合わせる。
- ◎当事者部会を創設して、そこに相談支援専門部会の何名かが説明に行って議論してもらい、その後その議論を踏まえて当事者部会から代表者が専門部会にきて報告をし、さらに議論を深めるという形で当事者は参画する。
- ※専門部会に当事者が参画することも可能との意見もあり、今後当事者部会を開催していく中で、また相談支援専門部会への当事者の参画を検討することも考えられる。

### <就労支援専門部会> H24/8/1

就労支援専門部会での当事者の参画について基本的に拒むものではないが、まずは、当事者部会の中でゆっくりと様々なことを経験してもらい、その上で、専門部会への参画という話しになるかもしれないが、当面は、当事者部会に参画してもらおう。(必要な部会との意見交換は、事務局案の形で行う。)

### <権利擁護専門部会> H24/8/10

- ◎権利擁護専門部会に、専門部会の委員としての当事者の方の参画を見合わせる。当事者部会を立ち上げ、当事者部会と連携しながら当事者の意見を専門部会に反映していくこととする。
- ※権利擁護専門部会には当事者が入ることが望ましいとの意見もあり、当事者部会を立ち上げて状況を見ていく中で、権利擁護専門部会に当事者が委員として入ることについて再度検討を行うこととする。